

台風等災害発生時の対応について(生徒用)

※ この対応は台風時のみならず、その他災害(警報、特別警報等)時においても適用されます。

(1) 臨時休業を行う場合 <次の①～④のいずれかの場合に臨時休業を行う。>

- ① 沖縄本島中南部地域に「暴風警報」が発令されたとき、または継続して発令されているとき。
- ② 大雨特別警報(警戒レベル5相当)が発令されたとき、または継続して発令されているとき。
- ③ 「土砂災害警戒情報」(警戒レベル4相当)等により、本校所在の地域(我如古2丁目)に避難指示もしくは避難勧告が発令されたとき、または発令されているとき。
- ④ 学校長が、臨時休業の措置をとったとき。
「大雨警報」または「洪水警報」が発令され、通学路等の状況により生徒の安全確保を図る必要があるとき。

※警報発令前でも、安全確保のため臨時休校となる場合があります。この場合は沖縄県教育庁がマスコミを通じて緊急連絡を行います。マスコミ各社の報道をご確認下さい。

※午前6時以降に警報等が発令される場合は、発令された時点で学校長が、臨時休業の措置をとります。「学校 HP」および「スクリレ」で周知しますので、必ずご確認をお願いします。

- すでに登校している場合⇒十分に安全を確保して下校となります。
- 未だ登校していない場合⇒そのまま自宅等で安全の確保をお願いします。

(2) 「暴風警報」等が解除された場合の対応

解除時刻	授業開始時刻	授業	昼食
6:00 までに	通常通り	通常通り	弁当販売あり
12:00 までに	13:50	5・6校時	弁当販売なし
12:00 以降	引き続き休校		

※開始時刻についての学校への問い合わせはご遠慮ください。

(3) 居住地、通学路の安全確保について

生徒の居住する地域もしくは通学路において「警戒レベル4(防災気象情報)」等により、避難指示もしくは避難勧告が発令されている場合は、登校せずに避難行動をとること。

また、警報等が解除となった場合でも、地域や通学路の状況により、登校中の安全が確保されないと生徒及び保護者が判断する場合は、登校せずに自宅待機もしくは避難行動により安全を確保してください。安全確保後、速やかに学校へ連絡すること。

(4) 遅刻・欠席の取り扱いについて

原則として、指定の登校時間までに登校しなかった場合は、遅刻・欠席となります。ただし、上記(3)により登校が困難であった生徒については、その状況の程度等を考慮して、遅刻や欠席を取り消すかどうか判断して決定します。

◎台風等災害発生時の学校対応については随時学校 HP をご覧ください。